

◇ 東京都平和祈念館建設が急務 ◇

東京都、都議会議員および区市町村の皆様

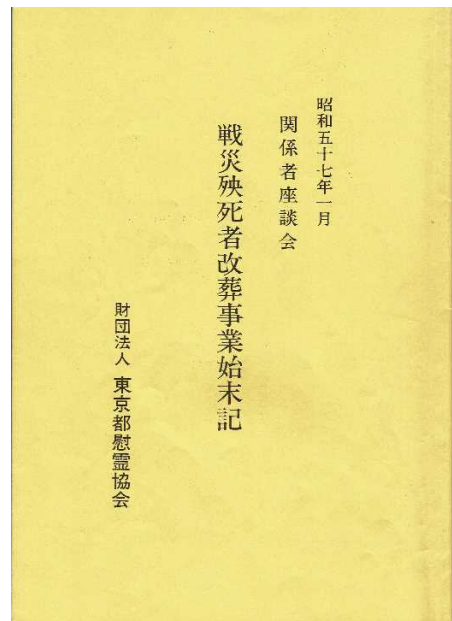
前大戦末期、東京都は1944年（昭和19年）11月24日から翌年8月15日まで、アメリカ軍により100回以上の無差別焼夷弾爆撃が行われ、人的・財的に甚大な被害を受けました。死者は10万人を超えるとされるが、未だ正式な公的調査は行われていません。

空襲被害に関する報道は、終戦前は国によって禁止され、一方終戦後はGHQによって厳しく禁止されていた。国民は空襲の実態は知らされず、当時、新憲法下にもかかわらず、空襲被害者は忌み嫌われるような風土があり、それは今でも微かながら続いているのではないか。空襲による悲惨な犠牲者の孤児を含む遺族と傷害者は、その被害に対する国の援護や補償に関する立法が未だ為されず、労苦の戦後を生きて、いま平均年齢80歳を超えています。

戦後74年、東京都と都民は、消してはならない東京空襲の被害の調査記録を後世に残すための公的施設をつくることは、都行政と都民の責務であると思います。

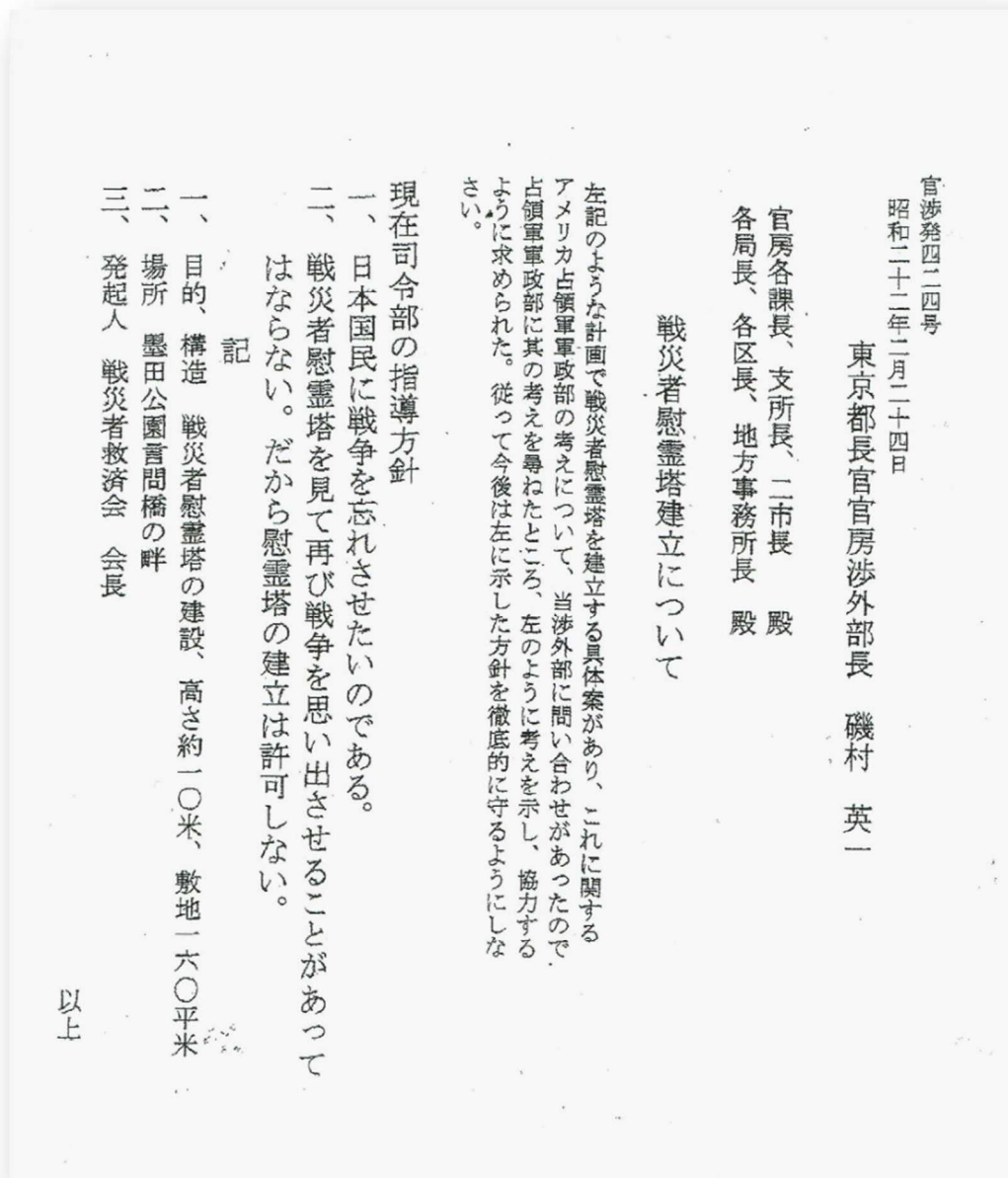
終戦後37年を過ぎた昭和57(1959)年1月に、『戦災殃死者改装事業始末記』という小冊子(47頁)が、財団法人東京都慰霊協会によって出されています。

『始末記』によれば、東京都建設局公園緑地課は、昭和19年11月24日から20年8月25日までの、戦時報管制下、東京空襲の死者104,908体を管理処理した。その内、3月10日など死者が多く火葬処理能力を超え、引き取り手のない死者78,618体を、公有地約50か所に秘かに土葬仮埋葬しました。戦後、GHQの報道規制下、昭和23,24,25年の冬季にその遺体を秘かに掘り起こし、火葬改葬をした。『始末記』は、当時この苛烈な作業を担当した、公園緑地課の職員8名による座談会の貴重な記録です。石川光陽氏の写真にあるよ



うな無残な犠牲者の処理をしたという、酸鼻を極めた作業の体験が語られています。

このような空襲被害の実態は、遺族には元より一般に知らされなかった。何故でしょうか。前にも書きましたように、戦中は言論管制、戦後はGHQによる厳しいプレスコードが敷かれ、被害の実態は閉ざされていました。



終戦当時、東京都渋谷区長（当時の区長は任命制）を務めていた磯村英一氏（1903. 1. 10 - 1997. 4. 5）が、英語が堪能なことからGHQとの交渉役として、東京都長官官房渉外部長を命じられていた。墨田公園の言問橋の畔に、犠牲者

慰霊塔を建立するという具体案について、「戦災者救済会」佐々木松夫会長が、GHQ の考えを問い合わせてきた。問われた磯村氏がこの案について GHQ に問うたところ、GHQ は、“日本人に戦争を忘れさせたい。戦災者慰霊塔を見て再び戦争を思い出させることがあってはならない。慰霊塔の建立は許可しない”という回答（口頭）。よってこれを米進駐総司令部の至上命令として、磯村英一渉外部長は、昭和 22(1947)年 2 月 24 日付で、東京都と全自治体の長に対し、前記文書で戦災者慰霊塔の建立を禁止する通達を出さざるを得ず。

GHQ 報道統制下において、仮埋葬されていた死者 78.618 体を、昭和 23 年の冬季から 2 年後の 25 年の冬季にかけて秘かに掘り起こし、火葬された。遺骨は、東京都公園緑地課 井下清氏の「戦災殉難者慰霊堂」建設構想が、GHQ のバーンズ宗教課長の許可が得られず、バーンズの意見で大正 5(1930)年の関東大震災による死者が納められている「震災記念堂」の裏部に合祀し、「東京都慰霊堂」と改称されています。GHQ としては、慰霊碑や慰霊堂などという米軍による空襲の痕跡を残したくなかった。われわれ都民からすれば、天災と戦災という大きな違いを、場所的に区別するのが本来でしょう。

その後、東京都の独立した公的展示施設の建設は、都民と多くの関係者の間で長年求められてきました。以下、東京都の計画への流れは、都民の要求を反映しています。

(注) ▶印の行は東京都 ▷印の行は他の空襲都市の施設

- ▶ 昭和 5(1930)年 「震災記念堂」被服廠跡（現在東京都横網町公園）に建設
関東大震災(1923 年)による遭難者（約 58,000 人）の御遺骨を納める。
- ▶ 昭和 26(1951)年 9 月 上記「震災記念堂」を「東京都慰霊堂」と改名
東京大空襲(1945 年)による犠牲者（約 105,000 人）の遺骨も併せて納骨
- ▶ 昭和 28(1953)年 3 月 『東京都戦災誌』発行（編集兼発行東京都）
- ▷ 昭和 30(1955)年 8 月に広島平和記念館と平和記念資料館が開館
- ▷ 昭和 30(1955)年 長崎国際文化会館・原爆資料センター開館
- ▶ 昭和 49(1974)年 『東京大空襲・戦災史』5 巻発行 記録する会
- ▷ 昭和 50(1985)年 沖縄県平和祈念資料館（平成 12 年に移転改築して現在に至る）
- ▶ 昭和 57(1982)年 『戦災歿死者改装事業始末記』（財団法人東京都慰霊協会）
- ▶ 平成 2(1990)年 7 月 東京都平和の日条例公布
- ▷ 平成 3(1991)年 9 月 ピースおおさか（大阪国際平和センター）開館

- ▶ 平成 4(1992)年 6 月 鈴木俊一知事が「平和記念館」建設方針を正式表明
「東京都平和記念館基本構想懇談会」(座長永井道雄)が設置された。平和記念館の基本理念、記念館事業の在り方、施設整備の基本的考え方、施設運営の在り方等、基本的事項の調査検討をする目的。
- ▶ 平成 5(1993)年 6 月 「東京都平和祈念館基本構想懇談会報告」(東京都企画審議室調査部) 本懇談会(永井道雄座長他 16 名+専門調査委員 1 名)は 6 回、小委員会を 5 回開催し、その間、大阪、広島、沖縄などの類似施設の現地調査を実施する。施設の名称については、「『平和祈念館』とするのがふさわしい」とした。
- ▶ 平成 6(1994)年 5 月 東京都が東京都平和祈念館(仮称)基本計画を策定。
- ▶ 平成 7(1995)年 3 月 1 日 「東京都民平和アピール」採択
(注) このアピールは、東京都が主催した東京都平和の日記念式典で、参加したすべての人々、都議会のすべての会派、有識者が一致して賛成。
- ▷ 平成 7(1995)年 6 月、「平和の礎」・沖縄戦終結 50 周年を記念して建設
- ▶ 平成 7(1995)年 11 月、青島知事の東京都が「とうきょうプラン' 95」(東京都総合 3 か年計画)において、平和祈念館の建設を計画事業化
- ▷ 平成 8(1996)年に現在の長崎原爆資料館が開館
- ▶ 平成 8 年 5 月、東京都平和祈念館(仮称)建設委員会の設置
- ▶ 平成 10 年 7 月、東京都平和祈念館(仮称)建設委員会の報告がなされた。
報告は、建設委員会による 13 回の検討会、建築部会による検討は 4 回、展示部会が 12 回行われ、計画案の設置場所や展示内容にまだ大きな課題が残されたままになっています。
この建設委員会の報告書の「結び」には、
「東京大空襲からすでに半世紀を経た現在、東京の姿は一変し、一面の焼け野原と化した当時を偲ぶよすがを見つけ出すことは難しくなりました。しかし、空襲で家族を、親戚を、友人を、隣人を失った人びとの心の痛みは消え去るものではありません。空襲の犠牲となった人びとを悼み、都民の戦争体験を語り継いでいくことが、今の平和な時代を生きるわれわれの責務と考えます。
東京都においては、都民の幅広い支持の下、後世に、そして世界に誇り得る平和祈念館を建設するよう希望します。」
と書かれています。
- ▶ 平成 11(1999)年 3 月都議会予算特別委員会で、平和祈念館建設について、
次のような付帯決議が付く。
平和祈念館(仮称)については、次の事項に配慮すること。

- (1) 平和祈念館の建設に当たっては、都の厳しい財政状況と従来の経過を十分踏まえ、展示内容のうち未だ議論の不十分な事実については、今後さらに検討を加え、都議会の合意を得た上で実施すること。
- (2) 東京空襲犠牲者追悼碑の早期建立に取り組むこと。
- (3) 東京空襲犠牲者名簿の収集・作成を平成 11 年度の早期に開始すること。

- ▷ 平成 11(1999)年 3 月 27 日 国立 昭和館 設立 (東京都千代田区九段南 厚生労働省社会・援護局所管)
- ▶ 平成 11(1999)年 8 月 東京都が建設凍結の方針 都議会の付帯決議に由るものとみられる。
- ▶ 平成 13(2001)年 「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」東京慰霊堂 横網公園内 前期付帯決議の(2)と(3)は施行されたとされる。
- ▶ 平成 14(2002)年 3 月 民間民営の「東京大空襲・資料センター」完成。 東京都の「平和祈念館」建設計画が凍結となったために、「東京空襲を記録する会」と財団法人 政治経済研究所は、民間による募金と協力によって「東京大空襲・資料センター」を設立。
- ▷ 平成 14(2002)年 8 月 1 日、昭和 48(1973)年 3 月、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 完成
- ▷ 平成 24(2012)年 滋賀県が「平和祈念館」を新設
- ▷ 平成 27(2015)年 愛知県と名古屋市が「戦争資料館」を新設

被占領時代、空襲死者に対する慰霊施設を設置することは、占領軍によって禁止されていました。しかし、総務省の「一般戦災ホームページ」をみると地方自治回復後、徐々に空襲の実態記録や慰霊・追悼・祈念施設は広まっています。

総務省「一般戦災ホームページ」のサブサイト「全国戦史実調査報告書」より

「先の大戦において、度重なる空襲などにより多くの一般市民が犠牲となりました。この痛ましい戦災の記憶、傷跡も歳月の経過とともに風化し忘れられようとしています。この事実を知っていただくため、総務省では、平成 21 年度までは旧（社）日本戦災遺族会（平成 22 年 3 月 31 日解散）に委託し、「全国戦災史実調査報告書」を取りまとめ、平成 22 年度から平成 26 年度までは企画競争による委託事業として、「全国の戦災の追悼施設・追悼式」として取りまとめ、全国の図書館等に配布しました。」

東京都も平和祈念館建設を目指して活動をしてきた経過が分かります。平成11(1999)年3月都議会予算特別委員会で、平和祈念館建設について付帯条件をつけた決議がなされた。

しかし東京都は、平成11年8月石原慎太郎知事の時、東京都が計画した「東京平和祈念館建設計画」を、付帯条件の“検討”と“議会の合議”もなく凍結。以来19年そのままになっています。

現在、あの歴史上の大空襲による無数の悲劇の惨状は、早乙女勝元氏の努力によって、平成14年に開設された、国立・民営の「東京大空襲・戦災資料センター」によって、やっと継承が保たれています。この極めて社会的・公的施設運営を、民間の有志に依存している都政は異常です。

ここで、「平成11(1999)年3月都議会 展示内容について都議会の合意を得よう求める付帯決議」を検討してみます。

(1) の問題について

“展示内容のうち未だ議論の不十分な事実”については、当時の都議会文教委員会議事録があります。鑑みれば、天皇制を中心とする大日本帝国の敗戦、象徴天皇制を第一章とする改訂日本国憲法成立の成立、米ソ対立、東京裁判、サンフランシスコ条約および日米安保条約と行政協定（1960年に地位協定に変更）、そして日米合同委員会への流れは、憲法、司法、政治、外交における矛盾が多くて整合性がない。戦後一貫して、歴史に関する公的議論のできる構造になっていない。この面倒な歴史解釈については、今後の日本の政治、あるいは日米同盟と世界情勢の変化（歴史）を待つ他ない。

よって展示内容は、倫理学上でいう規範命題に偏ることを避け、事実命題（記述命題）を趣旨として、「東京空襲」という甚大な歴史的被害事実、および戦後70年余の慰霊堂の歴史的事実を、東京都としての公的施設に残すことが重要です。その後、事実に関する規範命題解釈は来訪者の判断に委ねられます。

(2) と (3) について

平成13(2001)年、「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」が創られ、不完全ながら既に実施されています。犠牲者の氏名を公開するという、本来の意義は損なわれている点があります。また、犠牲者の遺骨のあ

る場所（碑）の他に、「東京空襲犠牲者名簿」のある場所を「碑」としており、何かしら追悼の意義が乖離、分散している感は免れない。

施設に残すべきものに、警視庁所属の警察官 石川光陽氏が撮った東京空襲の、唯一公的な写真があります。それに平成7年の平和祈念館建設計画にともない、東京都は戦時中の資料提供を広く呼び掛けて提供された「金庫で焼け残った目覚まし時計」「無事を喜ぶ手紙」「機銃掃射を受けた時に着ていた胴衣」、絵画や日記、軍の内部資料とみられる文書など約三千五百点と空襲体験者三百三十人分の証言ビデオなど合わせて計5,040点が、計画の中断で行き場を失ったままで都庭園美術館（港区）の倉庫に保管されているという。

さらに目に見えない重要なことは、62区市町村に存在している、人的・財的戦災状況の調査記録は、東京都として収集しておらず、公的な統計的・分析的資料がないのではないかという事でしょう。東京都は早急に公的施設建設計画と資料収集に着手する必要があります。

空襲等遺族は平均80歳を超えています。「東京都平和祈念館」建設計画は、前大戦における東京空襲による甚大な人的、物的被害についての公的調査記録を継承するための極めて重要な案件です。戦後73年経っても、この案件は、都行政と都議会すなわち都民の責務であり、これを躊躇し放置するという行政不作為の現状は、民間戦争死没者と遺族・傷害者、一般都民の歴史への冒瀆に値すると思います。

東京都行政および都議会においては、平成11年3月の「平和祈念館建設（仮称）」の議案の付帯決議(1)にもとづいて、適切な展示内容と立地条件を再検討するための、東京都知事、および都議会に対し、「東京都平和祈念館（仮称）建設計画再検討委員会」（仮称）を設置するよう要請いたします。

平成31年5月
東京空襲被害者遺族会
西沢俊次